

第 2 節 法令等の施行状況

1 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

(1) 届出状況

ア 大気汚染防止法

30 年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表 1.2.1 のとおりで、総施設数は 3,287 施設（1,265 工場・事業場）であり、種類別では、ボイラーが 2,206 施設（構成比 67%）で最も多く、次いでディーゼル機関 327 施設（同 10%）、金属溶解炉 166 施設（同 5%）の順であった。

一般粉じん発生施設の届出状況は、表 1.2.2 のとおりで、総施設数は 1,218 施設（304 工場・事業場）であり、種類別では、堆積場が 435 施設（構成比 36%）で最も多く、次いでベルトコンベア・バケットコンベア 410 施設（同 34%）、破砕機・摩砕機 299 施設（同 25%）の順であった。

揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況は、表 1.2.3 のとおりで、総施設数は 31 施設（13 工場・事業場）であり、種類別では、粘着テープ等製造に係る接着の用に供する乾燥施設が 9 施設（構成比 29%）で最も多く、次いで吹付塗装施設 6 施設（同 19%）、接着の用に供する乾燥施設 5 施設（同 16%）の順であった。

大気汚染防止法の改正により新たに規制対象となった水銀排出施設の届出状況は、表 1.2.4 のとおりで、総施設数は 47 施設（27 工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が 43 施設（構成比 91%）で最も多かった。

アスベスト除去等工事の届出状況は、表 1.2.5 のとおりで、総数は 176 件（うち立入 93 件）であった。

表 1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況 (31年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																			計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31	
		ボ イ ラ ー	加 熱 炉 ・ ガ ス 発 生 炉	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 ・ 煨 焼 炉	溶 鉱 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	反 応 炉 ・ 直 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	銅 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 精 錬 用 施 設	塩 素 ・ 塩 化 水 素 反 応 施 設 等	複 合 肥 料 製 造 用 反 応 施 設	硝 酸 製 造 用 施 設	ガ ス タ ー ビ ン	デ イ ー ゼ ル 機 関	ガ ス 機 関	
富山市	486	893	5	1	0	5	47	13	62	8	21	5	12	1	2	6	7	38	159	1	1,286
高岡市	218	347	0	1	1	39	13	0	2	10	15	4	5	0	35	0	0	16	35	0	523
魚津市	47	72	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	0	0	8	14	0	104
氷見市	37	43	0	1	0	11	1	0	0	0	7	0	3	0	0	0	0	1	7	0	74
滑川市	33	80	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	7	0	93
黒部市	54	108	0	0	0	17	13	0	0	0	7	0	1	1	0	0	0	6	28	0	181
砺波市	68	91	0	0	0	15	9	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	18	7	0	147
小矢部市	47	68	0	0	0	3	3	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	1	6	0	90
南砺市	74	125	0	0	0	1	7	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	10	0	147
射水市	105	199	0	0	0	31	61	0	0	0	9	13	8	0	1	0	0	8	36	3	369
中新川郡	61	101	0	0	0	29	7	0	1	0	12	0	5	0	0	0	0	3	4	0	162
下新川郡	35	79	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	13	0	111
合計	1,265	2,206	5	3	1	166	162	13	67	18	92	22	38	2	46	6	7	102	327	4	3,287

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況 (31年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	一般粉じん発生施設数					計
		堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破砕機 摩擦機	ふるい		
富山市	88	143	71	82	16	312	
高岡市	40	61	83	23	6	173	
魚津市	21	17	2	13	2	34	
氷見市	11	12	34	11	7	64	
滑川市	10	18	2	3	1	24	
黒部市	13	26	10	27	8	71	
砺波市	11	12	17	14	2	45	
小矢部市	24	28	15	28	5	76	
南砺市	24	27	26	19	4	76	
射水市	21	40	62	12	5	119	
中新川郡	27	35	45	53	15	148	
下新川郡	14	16	43	14	3	76	
合計	304	435	410	299	74	1,218	

表 1.2.3 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出施設の届出状況

(31年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	V O C 排 出 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	塗装用乾燥施設	接着用乾燥施設 (印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用)	接着用乾燥施設 (4項・木材・木製品製造用を除く。)	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	
富山市	5	1	5	0	2	1	0	3	0	0	12
高岡市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	0	1	0	4	0	0	0	5
黒部市	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中新川郡	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
下新川郡	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
合 計	13	4	6	0	9	5	4	3	0	0	31

表 1.2.4 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の届出状況

(31年3月31日現在)

地 域	工場・事業場数	水 銀 排 出 施 設 数									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	銅又は金の一次精錬用施設	鉛又は亜鉛の一次精錬用施設	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用施設	金の二次精錬用施設	セメント製造用焼成炉	廃棄物焼却炉	水銀回収義務付け廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設	
富山市	10	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
高岡市	4	1	0	0	0	0	0	0	6	0	7
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒部市	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
砺波市	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
射水市	5	0	2	0	0	0	0	0	8	0	10
中新川郡	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
下新川郡	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
合 計	27	1	2	0	1	0	0	0	43	0	47

表 1.2.5 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の届出状況 (31年3月31日現在)

	除去		囲い込み	封じ込め	計
	解体	改造・補修	改造・補修	改造・補修	
富山市	61 (51)	29 (10)	0 (0)	1 (0)	91 (61)
高岡市	15 (5)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	32 (7)
魚津市	6 (3)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
氷見市	3 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
滑川市	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
黒部市	9 (3)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
砺波市	4 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (1)
小矢部市	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
南砺市	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (3)
射水市	9 (4)	29 (2)	0 (0)	0 (0)	22 (6)
中新川郡	2 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
下新川郡	4 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
合計	120 (74)	86 (19)	0 (0)	1 (0)	176 (93)

注 () は立入件数である。届出が30年度に行われたものを含む。

イ 富山県公害防止条例 (大気関係)

30年度末の富山県公害防止条例に基づく特定施設設置工場・事業場の届出状況は、表1.2.6のとおりで、総数は1,782工場・事業場であり、種類別では、粉じんまたは有害ガスが1,681工場・事業場、ばい煙が101工場・事業場であった。

表 1.2.6 特定施設設置工場・事業場の届出状況 (31年3月31日現在)

地 域	特定施設設置工場・事業場数			地 域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計		ばい煙	粉じんまたは有害ガス	計
富山市	12	358	370	小矢部市	18	2	20
高岡市	10	727	737	南砺市	3	117	120
魚津市	2	32	34	射水市	8	95	103
氷見市	3	36	39	中新川郡	5	40	45
滑川市	1	61	62	下新川郡	4	24	28
黒部市	4	54	58	計	101	1,681	1,782
砺波市	31	135	166				

(2) 緊急時の措置

光化学オキシダントの緊急時発令状況は、表 1.2.7 のとおりで、30 年度の発令はなかった。また、微小粒子状物質の注意喚起の実施状況は、表 1.2.8 のとおりで、注意喚起を実施する状況には至らなかった。

表 1.2.7 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種類	時間	発令局及び最高濃度	
昭和51	5.11	高岡・新湊	情報	13:20~17:50	伏木一宮 0.128 ppm	
52	8.19	〃	〃	12:15~16:15	伏木一宮 0.118 ppm	
53	5.26	高岡・新湊	注意報	12:30~14:30	高岡本丸 0.126 ppm	
		富山	情報		呉羽 0.100 ppm	
	6.3	高岡・新湊	〃	12:30~14:15	高岡本丸 0.102 ppm	高岡波岡 0.116ppm
	6.8	〃	〃	12:15~19:00	高岡本丸 0.107 ppm	高岡波岡 0.116ppm
	6.9	〃	〃	11:15~14:15	高岡本丸 0.103 ppm	高岡波岡 0.100ppm
	7.30	富山	〃	13:15~15:15	呉羽 0.106 ppm	
平成2	4.12	高岡・新湊	〃	13:22~18:23	新湊三日曾根 0.120 ppm	高岡伏木 0.102ppm
3	9.5	高岡・新湊	〃	13:20~15:20	新湊三日曾根 0.114 ppm	
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20~17:15	婦中速星 0.124 ppm	新湊海老江 0.121ppm
14	6.8	滑川市	〃	12:20~14:10	滑川上島 0.129 ppm	滑川大崎野 0.127ppm
16	6.5	富山	〃	12:10~19:20	富山水橋 0.127ppm	
					富山岩瀬 0.124ppm	
					富山芝園 0.129ppm	
	高岡・射水	〃	13:10~19:40	高岡本丸 0.121ppm		
				新湊三日曾根 0.127ppm		
				新湊今井 0.123ppm		
	新川	〃	13:10~19:20	新湊海老江 0.124ppm		
				小杉太閤山 0.122ppm		
	7.24	富山	〃	14:10~16:10	魚津 0.122ppm	
					黒部植木 0.124ppm	
入善 0.134ppm						
高岡・射水	〃	13:15~15:10	富山水橋 0.120ppm			
			新湊海老江 0.123ppm			
			魚津 0.121ppm			
19	5.9	富山	〃	14:12~18:04	富山岩瀬 0.123ppm	
					富山神明 0.123ppm	
	高岡・射水	〃	13:05~18:04	滑川上島 0.120ppm		
				滑川大崎野 0.121ppm		
新川	〃	15:05~18:04	高岡伏木 0.122ppm			
			高岡能町 0.120ppm			
29	5.30	新川	〃	14:05~17:05	福岡 0.123ppm	
発令基準	情報：0.10 ppm 以上、注意報：0.12 ppm 以上、警報：0.24 ppm 以上、重大警報：0.40 ppm 以上					

表 1.2.8 微小粒子状物質に係る注意喚起の実施状況

実施日時	判断に使った値等		日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成 26 年 2 月 26 日 12 時 15 分	小杉太閤山： $78 \mu\text{g}/\text{m}^3 > 70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (8 時間平均値)	県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に 立ったもの)	79.6 (小杉太閤山)
平成 26 年 2 月 27 日 7 時 15 分	小杉太閤山： $87 \mu\text{g}/\text{m}^3 > 85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (3 時間平均値)		55.8 (小杉太閤山)
○午前中の早めの時間帯での判断			
区分		判断基準	
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3 時間平均値 (午前 5 時、6 時及び 7 時の 1 時間値を局別に平均) の 2 番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3 時間平均値が 1 局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
○午後からの活動に備えた判断			
区分		判断基準	
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8 時間平均値 (午前 5 時から 12 時までの 1 時間値を局別に平均) が 1 局で も $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8 時間平均値が 1 局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過	

注 区分 A は、国が示す判断基準を超過した場合をいう。また、区分 B は、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準 (国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの) を超過した場合をいう。

○注意喚起の解除方法

- ① 注意喚起を実施した後に、全ての一般観測局で午後 7 時までに PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、注意喚起を解除する。
- ② ①の解除基準に満たない場合、翌日の午前 0 時をもって自動的に解除とする。

(3) 監視指導

県では、大気汚染防止法や富山県公害防止条例に基づき、工場・事業場等の立入検査を行っている。30年度の立入検査の概要は、表 1.2.9 のとおりである。

大気汚染防止法または富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場に対する立入検査の結果は、表 1.2.10 のとおりであり、立入検査を行った 101 工場・事業場（中核市である富山市の区域を除く。763 施設。）を調査し、そのうち 36 工場・事業場について指導を行った。また、大気汚染防止法の対象となるアスベスト除去等作業現場に対する立入検査の結果は、表 1.2.11 のとおりであり、立入検査を行った 34 作業現場（中核市である富山市の区域を除く。）のうち、26 作業現場について石綿濃度を測定するとともに、22 作業現場について指導を行った。

表 1.2.9 立入検査の概要（30年度）

検査対象	検査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例（大気関係）の対象工場・事業場	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
大気汚染防止法の対象となるアスベスト除去等作業現場	大気汚染防止法に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導

表 1.2.10 工場・事業場への立入検査の結果（30年度）

業種 区分	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	電気業	廃棄物処理業	その他（サービス業等）	合計	
	基準の適合状況	ばいじん	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
有害物質及び有害ガス		0 (0)	0 (0)	1 (1)	5 (173)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (53)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	3 (4)	0 (0)	14 (236)	
VOC		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
全水銀		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (4)	0 (0)	6 (7)	
小計		0 (0)	0 (0)	2 (2)	7 (175)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (53)	0 (0)	0 (0)	7 (9)	6 (8)	0 (0)	27 (252)
届出確認	ばい煙発生施設	3 (5)	3 (6)	2 (7)	5 (30)	4 (6)	1 (1)	0 (0)	7 (81)	6 (101)	1 (24)	1 (15)	1 (15)	2 (47)	0 (0)	4 (23)	16 (46)	56 (407)
	堆積場等の粉じん発生施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (47)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	8 (83)	
	VOC排出施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (7)
	水銀排出施設	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (10)	0 (0)	6 (14)	
	小計	3 (5)	3 (6)	4 (10)	7 (34)	4 (6)	3 (4)	5 (47)	8 (82)	6 (101)	1 (24)	1 (15)	1 (15)	2 (47)	0 (0)	10 (69)	16 (46)	74 (511)
合計	3 (5)	3 (6)	6 (12)	14 (209)	4 (6)	4 (6)	5 (47)	10 (84)	6 (101)	2 (25)	2 (68)	1 (15)	2 (47)	7 (9)	16 (77)	16 (46)	101 (763)	
指導件数	3	0	0	2	1	1	3	4	3	0	0	0	1	0	5	13	36	

注 表中の数値は工場・事業場数、()は施設数である。

表 1.2.11 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の立入検査結果（30年度）

	除去	囲い込み	封じ込め	計
立入検査作業現場数	34	0	0	34
石綿測定作業現場数	26	0	0	26
指導件数	22	0	0	22

2 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

30年度末の大気基準適用施設の届出状況は、表 1.2.12 のとおりで、総施設数は 142 施設（91 工場・事業場）であり、種類別では、廃棄物焼却炉が 92 施設（構成比 65 %）で最も多く、次いでアルミニウム合金製造施設 48 施設（同 34%）であった。

表 1.2.12 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況（31年3月31日現在）

地 域	工 場・ 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	合 計
富 山 市	32	1	8	32	41
高 岡 市	14	0	13	11	24
魚 津 市	2	0	0	2	2
氷 見 市	2	0	1	3	4
滑 川 市	1	0	0	1	1
黒 部 市	7	0	2	6	8
砺 波 市	8	0	0	9	9
小 矢 部 市	6	0	8	4	12
南 砺 市	6	0	1	5	6
射 水 市	10	1	15	10	26
中 新 川 郡	2	0	0	6	6
下 新 川 郡	1	0	0	3	3
計	91	2	48	92	142

(2) 設置者による測定結果

同法に基づいて、30年度に事業者が実施した自主測定結果の概要（中核市である富山市の区域を除く。）は、表 1.2.13 のとおりであった。

表 1.2.13 設置者による測定結果の概要（30年度）

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	91 (52)	91 (52)	0 ～ 5.5 ng-TEQ/m ³ N
ばいじん等	51 (38)	51 (38)	0 ～ 2.0 ng-TEQ/g

注 （ ）内の数値は、工場・事業場数である。

3 フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法

本県における 30 年度末のフロン類充填回収業者等の登録状況は、表 1.2.13 及び表 1.2.14 のとおりであった。

表 1.2.14 フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録状況

(31 年 3 月 31 日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第一種フロン類充填回収業者	374

表 1.2.15 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況

(31 年 3 月 31 日現在)

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	572
フロン類回収業者	148

4 スパイクタイヤ規制法

住居が集合し、交通量が多い地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図 1.2.1 のとおり、積雪地帯を除く 14 市町村が指定地域として指定された。

図 1.2.1 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域



注 ①砺波市のうち旧庄川町の区域、②南砺市のうち旧福野町を除く区域が指定地域から除外されている。

5 大気汚染に係る苦情件数

大気汚染に係る 30 年度の苦情の発生件数は、図 1.2.2 のとおり 15 件であった。

図 1.2.2 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移

